

ご案内

児童手当制度 就学前特例給付制度

児童手当制度・就学前特例給付制度は、児童を養育している保護者に手当を支給し、家庭生活の安定と次代を担う子どもたちの健やかな成長を図ることを目的としています。

児童手当

●支給対象

3歳未満の児童を養育している人。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には、手当は支給されません。（1月から5月までの手当は、前々年の所得が基準）

●手当の額（月額）

- 第一子 5,000円
- 第二子 5,000円
- 第三子以降 10,000円

●支給月

原則として2月・6月・10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

●特例給付

所得制限によって手当が受けられないサラリーマン等（厚生年金保険加入者）については、所得が一定額以内であれば同額の特例給付を受けることができます。

平成14年度の児童手当・就学前特定給付の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	
	児童手当	特例給付
なし	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

※老人扶養親族がある場合は、1人につき6万円を加算する。



就学前特例給付

支給要件は児童手当とほぼ同じです。3歳までは「児童手当」、3歳以上小学校入学前までは「就学前特例給付」が支給されます。

《手当を受けるためには手続きが必要です》

児童手当や就学前特例給付を受けるためには「認定請求」という手続きが必要です。

出生、転入などによって、横芝町で新たに児童手当や就学前特例給付の受給資格が発生したときは、保健福祉課で請求の手続きをして下さい。

手続きに必要なもの

- ・年金加入証明書（請求者がサラリーマン等の場合）
- ・児童手当用所得証明書（平成14年1月1日現在で横芝町に住所がなかった人は、前住所地の市町村が発行する前々年分の所得証明書・6月分以降の手当については前年分）
- ・印鑑
- ・手当の振込先口座を確認できるもの（預金通帳等）

※児童手当や就学前特例給付を受けている人は、毎年6月中に「児童手当現況届」を提出する必要があります。届出を忘れると手当がストップしますので、必ず提出して下さい。

児童扶養手当

児童扶養手当を受けることのできる人は、次の条件にあてはまる18歳未満の児童を監護している母親や、母に代わってその児童を養育している人で、児童が満18歳に達した年度末まで支給されます。

なお、児童が心身に基準以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ① 父母が離婚した後、父と一緒に生活をしていない児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父が引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が法律により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 未婚の母の児童
- ⑧ 捨て子などで生まれたときの事情が不明である児童

ただし、次の場合は手当を受けられないときがあります。

- ・対象児童が母の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき。

・対象児童や児童扶養手当を受